

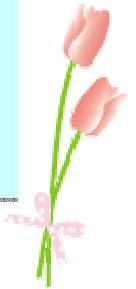
# 原発事故損害賠償説明会

平成24年1月14日(土)

午前10時30分から(開場:午前10時)

福島原発事故により被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。原発事故による損害の賠償については、原子力賠償審査会が指針を作成しましたが、慰謝料の額が低額に過ぎること生活費の増加分の賠償の問題、いわゆる自主避難者の賠償額の問題など、様々な問題点があります。そこで当会では原発損害賠償の問題点、請求方法及び東京電力の請求書の記載上の注意点等について説明会を行います。また説明会終了後には希望される方について個別の法律相談をお受け致します。是非ご参加下さい。

横浜市中区の弁護士会館での説明会を、県内2ヶ所でテレビ中継いたしますので、お近くの各会場にご参加ください。説明会の案内につきましては、横浜弁護士会HP及び携帯サイトでご覧いただけます。



## 場所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館	JR関内駅 南口より徒歩10分 市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分 みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分	120名	予約不要。小さなお子様と一緒に参加できる会場の用意がございます。
②横浜弁護士会 相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス(1、2番)市役所前下車、徒歩3分	30名	事前予約制(テレビ上映)
③横浜弁護士会 県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	事前予約制(テレビ上映)

※②③の会場は、事前予約制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場に直接ご予約下さい。

ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

[お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。](#)

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。

## 内容

- 1 原発事故損害賠償手続の流れ
- 2 損害賠償請求の方法、原子力損害賠償紛争解決センターなど
- 3 今後の対応について



※ お持ちでない方に、賠償請求に役立つ東日本大震災記録ノート

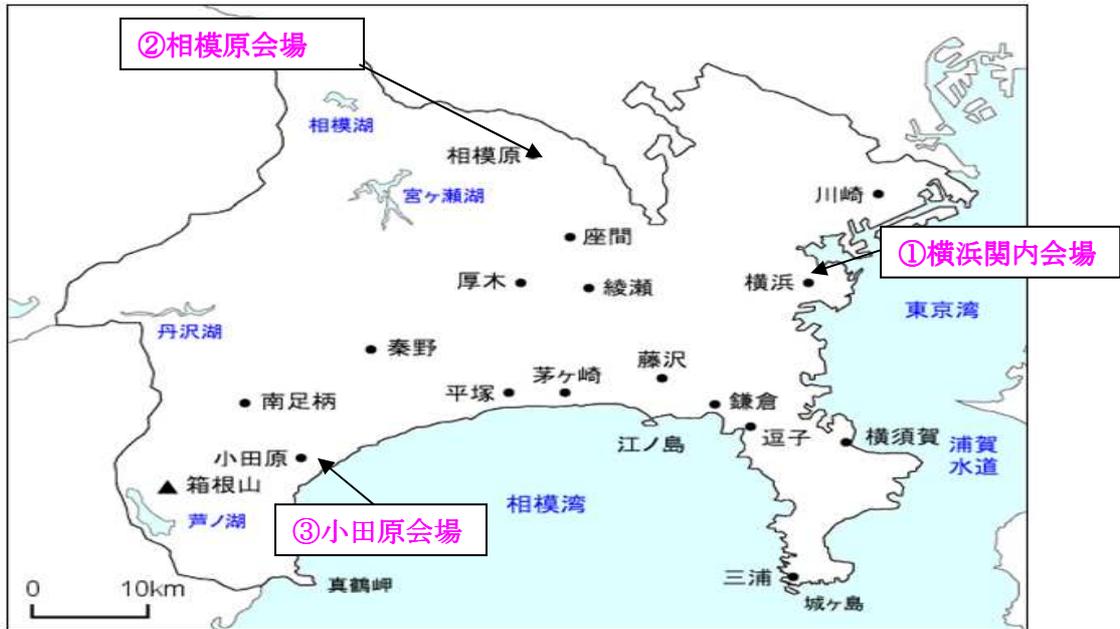
(神奈川版)の配布も行います。

横浜弁護士会ホームページ

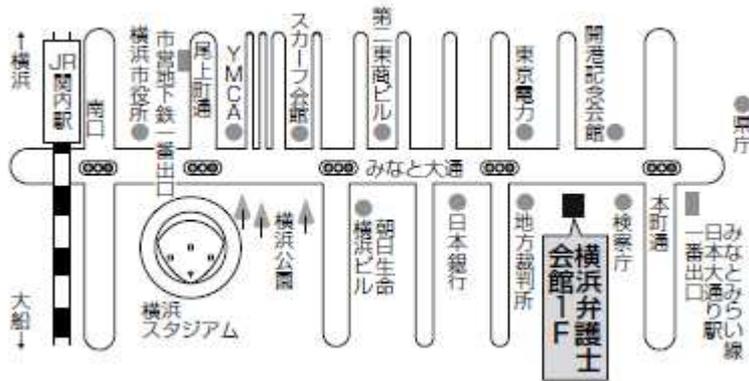
主催:横浜弁護士会

問い合わせ先:045-211-7711

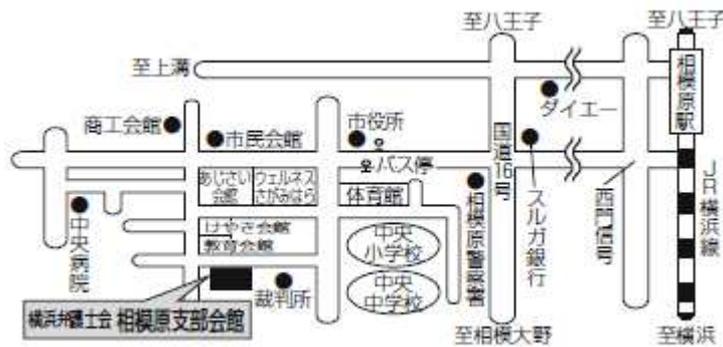
# 1/14 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内



## ①関内会場（横浜弁護士会館）



## ②相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館） 電話042-751-0958



要予約

## ③小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館） 電話0465-22-5671



要予約